

令和7年2月26日

各障害児通所支援事業所管理者様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

防犯対策強化整備事業に係る調査について（照会）

日頃は、本市の障害児福祉行政に多大なるご理解とご協力をいただき、心からお礼を申し上げます

さて、みだしの件につきまして、各事業所の意向把握のため、下記の内容について調査をさせていただきます。令和6年度に本事業を活用する意向のある場合、ご回答をお願いします。なお、財源内での補助となりますので、意向に沿うことができない可能性があることをご承知おきください。

お忙しいところ、お手数をおかけし、申し訳ありませんが、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 事業概要

防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕に必要な安全対策に係る整備。ただし、見積もり額が30万円未満の場合は本事業の対象にはなりません。

対象となる経費については、「防犯対策に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費」となっており備品等の購入のみの場合や、リース料は補助対象となりません。

(1) 門、フェンス等の外構の設置、修繕等（補助率3/4 補助上限187.5万円）

工事費の例：ア・現在、柵がない場合の新規設置工事費
イ・柵の高さのかさ上げのための修繕工事費
ウ・電子錠のついた門の設置工事費

※その他の外構工事を検討されている場合はご相談ください。

(2) 非常通報装置等の設置（補助率3/4 補助上限135万円）

工事費の例：ア・防犯カメラ設置に伴う工事費
イ・カメラ付インターホン設置に伴う工事費

ウ・人感センサー設置に伴う工事費

エ・110番直結非常通報装置の設置に伴う工事費

※その他、安全管理に必要と考える設備工事を検討されている場合は、ご相談ください。

※(1)・(2)のどちらも希望がある場合は、それぞれ見積が必要になります。

2 補助対象施設

(平成28年度に本補助事業を実施していない) 障害児通所支援事業所

3 回答方法

下記のURLもしくは、QRコードからご回答ください。

URL : <https://logoform.jp/f/akdE7>



4 回答期限

令和7年3月5日(水)まで

※期限が短く恐れ入りますが、期限内のご回答をよろしくお願いいたします。

<問い合わせ先>

名古屋市役所子ども青少年局子ども福祉課 担当：行方(ナメカタ)

住所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL：052-972-3187

メールアドレス：a2520-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp